



お知らせ『りしり富士』

第626号
令和4年4月6日発行
(編集：企画政策課)

新入学児童への寄贈のお礼について

教育委員会企画管理係

下記団体より利尻小学校・鶯泊小学校の新入学児童へ下記品物が寄贈されました。
ありがとうございました。

- | | |
|-------------|---------------------------|
| ・帽子 | (利尻富士町交通安全協会) |
| ・啓発用品 | (利尻富士町交通安全協会) |
| ・ランドセルカバー | (稚内安全運転管理者協議会利尻富士支部) |
| ・ランドセルカバー | (コープさっぽろ) |
| ・交通安全ワークブック | (稚内地区交通安全協会) |
| ・黄色いワッペン | (株みずほ・損保ジャパン・明治安田生命・第一生命) |
| ・図書券 | (利尻ロータリークラブ) |
| ・アンパンマンハンカチ | (稚内しんきん) |
| ・愛の鈴 | (利尻富士町商工会女性部) |
| ・筆記用具(名入鉛筆) | (利尻富士町商工会青年部) |
| ・マスク | (富士ハイヤー(株)) |
| ・安全笛 | (日本マクドナルド(株)) |
| ・交通安全消しゴム | (北海道生コンクリート工業組合) |
| ・定規・分度器セット | (株式会社コンサドーレ) |

運転免許証自主返納者に対する感謝状の贈呈及び移動支援について

利尻富士町交通安全協会

利尻富士町交通安全協会では、運転免許証を自主返納した方へ、感謝状の贈呈を実施しております。

【運転免許証自主返納制度について】

○運転免許証自主返納とは？

高齢などの理由により、もう運転をしないので運転免許証を返したいという方が、申請により運転免許証を返納する制度です。

(有効期限が切れ失効した場合は対象になりません)

○免許返納の手続きについて

お近くの駐在所で運転免許証の返納手続きを行ってください。

また、身分証明証として「**運転経歴証明書**」を発行することができますので、希望する方は下記の物を持参の上手続きを行ってください。

【必要な物】

1. 印鑑 2. 運転免許証 3. 手数料 1,100円 4. 顔写真(縦3cm×横2.4cm)

※手数料と顔写真は運転経歴証明書交付申請の際に必要です。

【感謝状贈呈及び移動支援について】

○感謝状

利尻富士町民が運転免許証を、有効期限以前に返納した方は、感謝状を贈呈します。

○移動支援

交通機関等を利用するための移動支援として、感謝状に添えて記念品1万円を贈呈します。

また、町の補助として70歳以上の方に年間パス(老人バス利用定期券1,000円)がありますので、ご活用ください。(移動支援として、10年分の支援となります)

詳しくは、利尻富士町交通安全協会事務局(役場企画政策課 電話82-2850)までご連絡ください。

北海道では、新型コロナウイルス感染症の影響による消費行動や企業活動の変化に対応するため、変革にチャレンジする道内の中小・小規模企業が行う、新分野展開や販売促進など新たな取り組みに係る経費の一部を補助します。

詳細については、北海道のHP及び4月上旬には役場及び鬼脇支所にて「申請書、手引き等」を用意いたしますので、内容についてご確認ください。

1. 申請区分等

「新規事業展開枠」と「販売促進枠」のどちらかを選択いただき、1事業者1回限りの申請となります。

	新規事業展開枠	販売促進枠
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新分野展開、事業転換、業種転換 ・新商品の開発または生産 ・新役務の開発または生産 ・商品の新たな生産または販売の方式 ・役務の新たな提供方式の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・販路開拓等の取組 ・販促活動の取組
補助金額	50万円～100万円 ※最低事業費75万円（税抜）	上限30万円
補助率	2/3以内	2/3以内
その他	国の事業再構築補助金との併給不可	国の小規模事業者持続化補助金との併給不可

2. 対象事業者

○中小企業者・小規模企業者等

※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する道内の中小・小規模企業者で、申請日時点で道内に本社・本店を有する中小法人、道内に住所を有する個人事業者（フリーランス）、NPO法人

○2020年4月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前、2019年1月1日から2020年3月31日の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。

3. 申請

○申請期間 2022年4月1日（金）から2022年5月18日（水）まで
※当日消印有効

4. お問い合わせ先（相談窓口）

TEL：011-804-2385

受付時間：午前9時～午後5時30分まで（平日のみ）

H P：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/shinijyotenkai-hojyokin.html>

温泉プール「湯泳館」にて、柴田瞳先生による【アクアビクス教室】を下記のとおり実施いたします。多くのお客さまのご参加をお待ちしております！

～4月の実施予定日～

日付	曜日	事業名	時間	水深
8日	金	アクアビクス教室	18:30～20:00	1.2m
22日	金	アクアビクス教室	18:30～20:00	1.2m

【アクアビクス教室について】

アクアビクスは、アクア（みず）とエアロビクスを合わせた言葉で、水中ウォーキングや音楽に合わせて水中で身体を動かす運動等を行います。

水中での運動は身体を早く動かすほど水の抵抗が大きくなり、自分の体力に合わせた負荷で運動をすることができます。また、水の中だと陸上に比べ、体重が10分の1になるので、膝や腰等、足腰の関節に不安がある人にもおすすめです！

健康維持はもちろんのこと、体力や筋力アップ、ダイエットなど、様々な効果がありますので、運動不足になりやすいこの時期にぜひご参加ください！（水深1.2mなので身長140cm以上だと安心です！）

【レッスン内容】

☆フットマッサージ ☆アクアウォーキング ☆アクアジョギング ☆アクアビクス
 ☆アクアボクササイズ ☆ストレッチ

【アクアビクスの効果】

- ・呼吸機能向上 ・血行促進 ・心肺機能向上 ・体力、筋力アップ ・脂肪燃焼 ・むくみ改善
- ・心臓機能向上 ・肥満解消 ・生活習慣病予防 ・体温調節機能アップ etc…

*年齢制限等はありませんのでどなたでもご参加いただけます。

*疾病原病歴で、医師からの禁忌事項や、生活もしくは入浴・運動の制限がある方は医師や保健師さんに相談の上判断してください。

*料金は無料です。（※プールの入館料はかかります）

大人（町民）：200円	（町外）：300円
高齢者（町民）：100円	（町外）：200円
身障者（町民）：100円	（町外）：200円
中人（町民）：100円	（町外）：200円
小人（町民）：無料	（町外）：100円



※貸し切り利用ではありませんので、ウォーキングコースは一般利用可能です。

※その他のプール利用予定につきましては、温泉施設に設置している月予定カレンダーをご覧ください。役場・温泉施設に設置している予定表をご確認ください。

温泉プール「湯泳館」では、赤ちゃんパパさん・ママさんを対象とした「ベビースイミング」を実施しています。興味のある方は以下をご確認のうえ、ぜひご参加下さい！

～4月の実施予定日～

日付	曜日	事業名	時間	水深
23日	土	ベビースイミング	13:00～14:00	1.2m

【ベビースイミングとは・・・？】

ベビースイミングでは以下のような効果が得られます◎！

- ①水への恐怖心なくなる ②生活リズムが整う ③免疫力が高まり、体が丈夫になる
- ④筋肉や脳の発達が早くなる ⑤赤ちゃんコミュニケーションがとれる etc…

ベビースイミングは赤ちゃんにとってもたくさんのメリットがあります。

利尻富士町で実施しているベビースイミングについてのQ&Aは以下をご確認ください。

《Q&A》

Q.何歳から参加できるの??

A.首が座った頃(4か月くらい)から参加出来ます！赤ちゃん(4か月～3才くらい)&パパさん・ママさんが対象ですが、水慣れしたい保育園児さんも参加出来ます！

Q.料金はいくらかかるの??

A.料金は無料です！(※プールの入館料はかかります)

大人(町民):200円 小人(町民):無料

Q.何が必要??

A.水着、帽子、プール用オムツが必要です！

Q.予約は必要??

A.必要ありません！13時にスタートしますが、遅れてきても入れます。初回は早めに来てください！



お友達との参加も大歓迎です！ぜひご参加ください♪

利用に関するお問い合わせは、産業振興課商工観光係まで…TEL 0163-82-1114

★★

無料法律相談会のお知らせ

～弁護士が無料で相談を実施します～

主催：旭川弁護士会

◆日時：令和4年4月28日(木) 9時～11時30分(お一人30分)

◆場所：利尻富士町 総合交流促進施設「りぶら」(交流室)

◆ご予約・お問い合わせ・担当弁護士

：稚内ひまわり基金法律事務所 池田 慎介(旭川弁護士会所属)

電話番号 0162-24-7900

◆相談例：借金問題、離婚問題、相続に関する問題、交通事故、労災、刑事事件 悪徳商法、ご近所トラブル、賃貸借(土地・アパート・マンションなど)その他 ～相談料は無料ですので、お気軽にご利用ください～

※利尻町においても実施しますので、都合の悪い方はこちらに来ていただくことも可能です。

・日時場所 4月28日(木) 13時～15時30分 利尻町交流足衝権役どんと

名寄公証役場公証人による無料相談会も同日開催です

法務大臣から任命された公証人が、次のような相談に無料で応じます。

- ・遺言のほか、老後のための任意後見など
- ・離婚する際の慰謝料、養育費、年金分割など

※ご予約・お問い合わせ：名寄公証役場公証人 電話/FAX 01654-3-3131

※どちらも予約がなくても相談できますが、予約された方が優先ですのでご了承ください